

## 令和3年第2回東広島市議会定例会について

### 1 会 期

令和3年6月7日（月）から6月24日（木）まで（18日間）

### 2 一般質問

#### (1) 日 程

令和3年6月15日（火）から6月18日（金）まで

#### (2) 質問者、質問項目（教育委員会関係）

別紙のとおり

### 3 議案（教育委員会関係）

#### (1) 報告事項

ア 公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況について

イ 令和2年度東広島市繰越明許費繰越計算書について（教育委員会関係分）

#### (2) 議案

ア 教育委員会委員の任命の同意について

イ 請負契約の締結について

ウ 東広島市市民文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

エ 令和3年度東広島市一般会計補正予算（第3号）（教育委員会関係分）

令和3年第2回東広島市議会 教育委員会関係一般質問

質問者	質問項目	担当	答弁者
石原 賢治	1 ヤングケアラーの発見とその支援について (1) ヤングケアラーの発見について ア ヤングケアラーの本市の実態は国の調査結果と比較してどうであるのか。 イ ヤングケアラーの早期発見や実態把握に努めていくとされたが、どのように進めたのか、その方法について、伺う。 ウ 小中学校においてヤングケアラーについての理解は、どの程度進んだのか。	健康福祉部 こども未来部 指導課	教育長
	(2) ヤングケアラーへの支援について イ 教育機関等による支援体制の構築が必要であるが、どうか。	健康福祉部 こども未来部 指導課	多田副市長
鈴木 英士	1 小中学校の校則について (1) 小中学校の校則について ア 市内小中学校の校則の現状について伺う。 イ 校則の見直しについて伺う。	指導課	教育長
貞岩 敬	1 同和問題について (1) 同和問題に関する教育・啓発について ウ 同和教育について、児童生徒の発達に応じた教育活動がなされていることと存じるが、その内容について。	生活環境部 指導課	教育長
	2 学校給食について (1) 学校給食における食品ロス削減について ア 毎日の残渣の総量は相当なものかと推察するが、令和2年度の残渣の総量はどれくらいか。また1日当たりに平均するとどれくらいか。 イ 残渣を削減するためにどのようなことをおこなっているか。 ウ 回収された残渣を有効活用するような方策はとられているか。	生活環境部 東広島学校給食センター	学校教育部長
宮川 誠子	1 日本人の自己肯定感は何故乏しいのか (1) 本市小中学生の自己肯定感を検証する ア 本市小中学生の自己肯定感の全国レベルは？ イ 諸外国との比較は？ ウ 原因をどう分析しているか、また改善策を具体的に持っているのか。 (2) 教員の仕事は全員に100点を取らせること ア 偏差値教育が自己肯定感を阻害する。 イ 本来の日本人の力とは。 ウ GHQに歪められた日本の教育	指導課	教育長
玉川 雅彦	2 東広島市における歴史民俗資料館について (1) 歴史民俗資料館の移築（移転）について ア 新しい施設で展示される展示物について市民の方達や、観光客の方達にこういった形で周知されようとしているのか市の考えを伺う。 イ 新しい施設への移転が終了後、皆さんがいつも聞かれる事ではあるが、跡地や場所などの活用策を市はどの様に考えているのか伺う。	文化課	生涯学習部長

## 答弁内容（令和3年第2回定例会）

- 質問者 石原議員 ■担当 健康福祉部、こども未来部、  
学校教育部
- 質問事項 1 ヤングケアラーの発見とその支援について  
(1) ヤングケアラーの発見について  
ア ヤングケアラーの本市の実態は国の調査結果と比較してどうであるのか。  
イ ヤングケアラーの早期発見や実態把握に努めていくとされたが、どのように進めたのか、その方法について、伺う。  
ウ 小中学校においてヤングケアラーについての理解は、どの程度進んだのか。

### ■質問要旨

- ア 本市では、ヤングケアラー支援のため、様々な取り組みを行い、実態把握に努めているとのことであったが、実態把握に努めた結果、本市の実態は国の調査と比較してどのようであるか伺う。  
イ ヤングケアラーの早期発見や実態把握に努めていくとされたが、どのように進めたのか、その方法について、伺う。  
ウ 小中学校においてヤングケアラーについての理解は、どの程度進んだのか。

### ●答弁

はじめに、本市の実態についてでございます。

広島県が平成29年度に県内各自治体の小学5年生と中学2年生を対象に「子どもの生活に関する実態調査」を行っております。その結果をみますと、本市の小学5年生の17人に1人、中学2年生の25人に1人が、毎日2時間以上、家族の世話をしていると答えております。

本市が取り組んでいる定期的な個人面談、家庭訪問及びスクールソーシャルワーカー等の専門性を生かした教育相談の実態と照らし合わせてみても、国の実態調査と同様の傾向を示していると考えております。

次に、ヤングケアラーの早期発見や実態把握についてでございます。

学校では、児童虐待、いじめ、不登校、親子関係などで苦しむ子どもの早期発見や状況把握が大切であると考えており、教職員による定期的な個人面談や家庭訪問、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心のサポーターなどによる教育相談を継続してその把握に努めているところです。

この中で、ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であるとともに、ケアの種類や程度によっては、支援が必要であっても表面化しにくい構造にあります。

このような状況を踏まえ、学校においては、子どもの出欠、宿題の提出、表情、身だしなみなどの状況を毎日注意深く観察するなど、その兆候を見逃さないように気を配っております。また、家庭内の相談にも応じることで、子どものSOSを早期に発見できるように心がけております。

次に、小中学校におけるヤングケアラーについての理解についてでございます。

家族が助け合うのは大切な事であり、幼い弟や妹、病気の親らの面倒をみることなどは昔から存在していたと認識しています。

しかし、近年「ヤングケアラー」という定義で顕在化しにくい実態が各所で報道されるとともに、一部自治体での支援条例の制定や国の実態調査の発表により、子どもが誰にも相談できず孤立しがちな実態や健康、学業への悪影響の原因の1つに子どもによる「家族ケア」が考えられると理解したところで

## 答弁内容（令和3年第2回定例会）

このため、ヤングケアラーを新しい社会課題として捉えなおし、クラスに一人はヤングケアラーがいると考え、昨年度実施した生徒指導主事等の研修に引き続き、児童虐待やヤングケアラー等、子どもの抱える課題への対応方法について理解を深めることができるよう、教職員への研修を実施してまいります。

## 答弁内容（令和3年第2回定例会）

■質問者 石原議員 ■担当 健康福祉部、こども未来部、  
学校教育部

- 質問事項 1 ヤングケアラーの発見とその支援について  
(2) ヤングケアラーへの支援について  
ア 支援のための各種施策の計画と施策の推進を目的とした組織が必要と考えるが、どうか。  
イ 教育機関等による支援体制の構築が必要であるが、どうか。  
ウ 市民への啓発を行い、地域で見守る体制づくりに努めるとされたが、どのような体制がどの程度できたのか、また、多様な主体が相互に連携を図りながら社会全体でヤングケアラーを支えていけるような支援体制の構築が必要であるが、どうか。

### ■質問要旨

ヤングケアラー支援は、まだ緒に就いたばかりであり、試行錯誤しながら取り組んでいくことになると思う。実態把握、実態調査の結果から見ても、それぞれのヤングケアラーの置かれている状況は異なっており、支援の内容、必要性も一様ではないと考える。ケースの分析を行い、それぞれの支援に関する具体的施策を推進していく必要がある。

ア 支援のための各種施策の計画と施策の推進を目的とした組織が必要と考えるが、どうか。

イ 教育機関等による支援体制の構築が必要であるが、どうか。

ウ 市民への啓発を行い、地域で見守る体制づくりに努めるとされたが、どのような体制がどの程度できたのか、また、多様な主体が相互に連携を図りながら社会全体でヤングケアラーを支えていけるような支援体制の構築が必要であるが、どうか。

### ●答弁

まず、支援のための各種施策の計画といたしましては、本市においては、「第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」や「第2期子ども・子育て支援事業計画」を定め、その中で、「高齢者を支える家族の支援」や「社会的な支援が必要な子どもへの支援の充実」に触れております。しかしながら、ヤングケアラーに特化した具体的な支援策は盛り込まれておりません。

近年、ヤングケアラーが社会問題化しており、国においてもプロジェクトチームが立ち上がり、具体的な支援に向けた動きが始まったところでございます。

そうした中、本市においては、地域共生社会の実現を目指すための組織として、昨年度、市長を本部長とし、市社会福祉協議会を構成員に含めた地域共生推進本部を設置しております。この会議では、住民の複雑化、複合化した課題に取り組むこととしており、ヤングケアラーの課題につきましても、検討してまいりたいと考えております。

次に、教育機関等による支援体制の構築についてでございます。

学校内での支援体制としては、子どもの一番身近な大人である教職員が、日々の観察、アンケート、個人面談等により、子どもの状況を把握し、必要に応じて保護者との連携や家庭訪問を実施したり、スクールソーシャルワーカーへの相談へつなげるなどの取組を行っております。スクールソーシャルワーカーからは随時、教育委員会に情報提供されているところであり、学校、スクールソーシャルワーカー、教育委員会及び各関係課や社会福祉協議会などと、個々に応じた支援が適切に行われるよう、その都度、対応しており、引き続き連携してまいりたいと考えております。

次に「市民啓発と見守り体制について」でございます。

まず、市民啓発については、これまで、子育て分野から高齢者福祉分野まで幅広く関係者への研修会を実施してきており、広く市民に対するものとしては、本年9月に開催予定の「ぐるマルフェスタ」に

## 答弁内容（令和3年第2回定例会）

において、周知を計画しております。

見守り体制については、地域の見守りや声掛け活動の中からも発見できる仕組みが必要であり、その1つとして昨年度、「見守りサポーター制度」を創設したところでございます。

これは、支援の必要な人への情報提供や民生委員・児童委員と連携する役割を担っていただくもので、6月1日現在、881人の登録者がございます。

市民の皆様には、「HOTけんステーション」をはじめ、地域包括支援センターや地域すくすくサポート等に、気軽に相談していただけるよう周知・案内に努めてまいります。

また、社会全体での支援体制の構築としては、学校現場を中心に地域に身近な民生委員児童委員、見守りサポーター等による早期発見や日常の見守りに加え、必要に応じて、保健医療、児童福祉、教育等の関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」で専門的な介入を行う等、状況に応じて多様な主体が協力体制を取りながら、支援してまいりたいと考えております。

## 答弁内容（令和3年第2回定例会）

- 質問者 鈴木（英）議員 ■担当 学校教育部
- 質問事項 1 小中学校の校則について  
(1) 小中学校の校則について  
ア 市内小中学校の校則の現状について伺う。  
イ 校則の見直しについて伺う。

### ■質問要旨

熊本市教育委員会が「校則・生徒指導のあり方の見直しに関するガイドライン」を出すなど、校則を見直す機会を作るという機運が全国で高まっている。そこで、本市の小中学校における校則の現状や今後の取組について伺う。

ア 市内小中学校の校則の現状について伺う。

校則を見直す機会を作るという機運が全国で高まっている中、本市においてもPTAから意見を聞く場を設けることやアンケート等により広く意見を聞こうという姿勢が見られる。しかしながら、例えばPTA総会等の大勢の中で意見することは精神的なハードルが高く、またそもそも校則の変更等について、どのように声をあげるのかわからないという声を聴いている。

そこで、本市の小中学校の校則を見直すプロセスがどのようになっているのか伺う。

また、これまでにどのように校則が見直されてきたのかについて伺う。

イ 校則の見直しについて伺う。

本市の小学校に通う児童の保護者から、雪が降るにもかかわらず、3月は長ズボン禁止といった柔軟性に欠けるような話を聞いており、児童生徒の中にも、先生が言うから従うが、納得は出来ていないという思いがあるのではないかと思う。

広島県の安田女子中等学校では、生徒が主体となった校則の見直しを行っており、また熊本市教育委員会の校則見直しのガイドラインの中では、年に1回見直しをするといった文言も記載されている。

現状と合っていないものや柔軟性に欠けるもの、LGBT等への配慮が必要なものも含め、校則の運用については、本市としても見直しの機運を作っていく必要があると考えるが、市の見解を伺う。

また、校則の見直しについては大人が一方的にルールを決めるのではなく、子どもたちが自分たちで校則の必要性などを考える場も必要と考えるが、市の見解を伺う。

### ●答弁

まず、「市内小中学校の校則の現状について」でございますが、校則は、児童生徒が、健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための指針として各学校において定められたものでございます。

本市では、市内全ての小中学校において、校則が定められており、その内容は、通学、校内生活、服装及び髪型、所持品、欠席や早退等の手続、校外生活などに関するものとなっております。

校則の見直しは、校長の権限において適切に判断されるべき事柄であり、本市の小中学校では、全ての学校で、過去3年以内に見直しが行われております。

見直しのプロセスは、各学校において様々でございまして、市内全学校の4割が保護者や児童生徒の意見を聞き、それを反映させて行っております。

具体例といたしましては、ある小学校では、PTA総務委員会及びPTA総会で保護者の意見を聴取するとともに、Google回答フォームを利用して意見を聴取しております。

また、ある中学校では、生徒総会で、生徒から意見を聴取する機会を設けております。

見直しの内容の主なものは、靴下や下着の色、髪型等といったものでございます。

次に、「校則の見直しについて」でございます。

学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は常に変化するため、本市といたしましては、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえて、絶えず見直しをする必要があると考えております。

## 答弁内容（令和3年第2回定例会）

学校は、集団生活の場であることなどから、一定の決まりが必要でございます。そのため、校則の見直しに当たっては、児童生徒が校則等を自分のものとしてとらえ、自主的・自律的に学校生活を送る態度を育てるという視点が大切であると考えております。

また、社会情勢の変化を踏まえ、LGBTや、外国籍の児童生徒への配慮も必要であると考えております。

このため、今年度、本市教育委員会におきましては、有識者会議を設置し、新しい時代に対応した生徒指導の在り方について議論する予定でございます。その内容を踏まえ、教育委員会において各小中学校が今後、校則の見直しを行うに当たって、参考になる方針を示し、校則の見直しプロセスや運用の仕方も含めて、子供たちが納得して進んで守ろうとするような校則となるように、学校に、工夫を促していきたいと考えております。



## 答弁内容（令和3年第2回定例会）

■質問者 貞岩議員 ■担当 学校教育部、生活環境部  
■質問事項 1 同和問題について

(1) 同和問題に関する教育・啓発について

ウ 同和教育について、児童生徒の発達に応じた教育活動がなされていることと存じますが、その内容についてお示してください。

### ■質問要旨

平成28年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律をうけて法務省では平成30年から令和元年にかけて意識調査等をおこない、その結果が令和2年6月に「部落差別の実態に係る結果報告書」として発表されました。

ウ 同和教育について、児童生徒の発達に応じた教育活動がなされていることと存じますが、その内容についてお示してください。

### ●答弁

現在、学校におきましては、平成12年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等に基づき、幼児児童生徒一人一人に人権尊重の精神が育まれることを目的に、人権教育として取組を推進しております。

人権教育を進めるにあたっては、児童生徒の発達段階に応じて、人権についての関心と理解を深めながら、学校教育全体を通じて人権尊重の意識を高め、人権感覚を身に付けるための指導を行うことが大切でございます。

そのため、児童生徒の指導にあたる教職員自らが、これを十分に理解していることが大切であり、人権の意義や内容、また、人権教育がめざすものなどについて、明確にしながら、組織的・計画的に教育活動を進めております。

「同和問題」につきましては、平成14年3月に国において策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」に、13ある個別の人権課題の一つとして、示されております。学校におきましては、様々な人権課題の中から、児童生徒の発達段階等に配慮しつつ、それぞれの学校の実情に応じて、適切な課題を選択し、学習指導要領に基づき、効果的に学習を進めております。

## 答弁内容（令和3年第2回定例会）

■質問者 貞岩議員 ■担当 学校教育部、生活環境部  
■質問事項 2 学校給食について

### （1）学校給食における食品ロス削減について

- ア 令和2年度の残渣の総量と1日当たりの平均量はどのくらいか。
- イ 残渣を削減するために、どのようなことをおこなっているか。
- ウ 回収された残渣を有効活用するような方策はとられているのか。

### ■質問要旨

本年第1回定例会の代表質問において、清新の会より米飯の食品ロスをなくすための要望をしたところ、この4月より取り組んでいただいているとお聞きしました。

今回は学校給食における残渣についてお聞きいたします。

ア 毎日の残渣の総量は相当なものかと推察いたしますが、令和2年度の残渣の総量はどれくらいでしょうか。また1日当たりに平均するとどれくらいでしょうか。

イ 残渣を削減するために、どのようなことをおこなっておられるのでしょうか。

ウ 回収された残渣を有効活用するような方策はとられているのでしょうか。

### ●答弁

まず、「令和2年度の残渣の総量と1日当たりの平均量について」でございますが、調理で発生する残渣と食べ残しによる残渣のうち、昨年度、食べ残しとして発生した残渣は、年間約51トンで、給食提供日1日当たりの平均量は、約245kgでした。また、給食総重量に対する食べ残しによる残食率は、約2.36%となっております。

次に、「残渣を削減するための取組について」でございますが、取組みの主なものは、学校と連携した「食に関する指導」として、栄養士が学校に出向き、食生活に必要な知識の習得や食育を推進することで、食べ物の大切さや感謝する心を培うなど、食べ残しの削減へとつなげております。

また、給食センターでは、子どもたちが美味しいと喜んで食べてくれる献立の開発に取り組むとともに、児童生徒に給食への関心と楽しさを持たせるため「リクエスト給食」も取り入れているところでございます。

その他、今年度からは、主食の食品ロス削減に向け、気象警報発令が想定されるときには、事前に主食の停止判断を行い、臨時休校時の米飯とパンの廃棄の削減を図ることとしております。

次に、「回収した残渣の有効活用について」でございますが、今年度4月から、給食残渣の堆肥化に取り組んでおり、具体的には、調理で発生する残渣と食べ残しによる残渣を堆肥化施設に搬入するもので、4月と5月の2か月で、約10トンの給食残渣を堆肥化したところでございます。

今後も、堆肥化率の向上に向けて、引き続き関係部署と連携してまいります。

## 答弁内容（令和3年第2回定例会）

■質問者  
■質問事項

宮川議員

■担当

学校教育部

- 1 日本人の自己肯定感は何故乏しいのか
  - (1) 本市小中学生の自己肯定感を検証する
    - ア 本市小中学生の自己肯定感の全国レベルは？
    - イ 諸外国との比較は？
    - ウ 原因をどう分析しているか、また改善策を具体的に持っているのか。
  - (2) 教員の仕事は全員に100点を取らせること
    - ア 偏差値教育が自己肯定感を阻害する。
    - イ 本来の日本人の力とは。
    - ウ GHQに歪められた日本の教育

### ■質問要旨

- (1) 本市小中学生の自己肯定感は、全国と比較してどの位置にあるのか。諸外国との比較ではどうなっているのか。現状とともに改善のための具体策につながる大きな視点について、問う。
  - ア 本市小中学生の自己肯定感の全国レベルは？
  - イ 諸外国との比較は？
  - ウ 原因をどう分析しているか、また改善策を具体的に持っているのか。
- (2) 偏差値教育で劣等感を抱き自己肯定感が阻害されている。すべての平均点をとるよりも人より抜きん出る部分を育てることが大事だと思うが、考えを伺う。

江戸時代の日本人に代表されるように、かつての日本人には本来の優れた力が備わっていたことをどのように理解しているか、見解を伺う。

GHQによってゆがめられた自己を卑下しゆがめられた教育ではなく、自身を育む教育であるべきと考えるが、見解を伺う。

  - ア 偏差値教育が自己肯定感を阻害する。
  - イ 本来の日本人の力とは。
  - ウ GHQに歪められた日本の教育

### ●答弁

まず、「本市小中学生の自己肯定感の全国レベルについて」ですが、このことについて参考となる指標が、令和元年度の全国学力・学習状況調査にあります。

この調査では、小学校第6学年の児童及び中学校第3学年の生徒に対して、「自分には、よいところがあると思いますか。」と尋ねておりますが、この問いに対して肯定的に回答した小学校第6学年の児童は、全国では81.2%に対し、本市では87.0%でした。同じく、中学校第3学年の生徒は、全国では74.1%に対し、本市では80.5%でした。

この結果は、令和元年度だけでなく平成25年度から続いている傾向でありまして、本市の小中学生の自己肯定感は、全国の小中学生と比較して、高いと捉えています。

次に、「諸外国との比較について」ですが、内閣府は、平成30年度に、日本を含めた7か国の満13歳から満29歳までの男女を対象に、「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」を実施しています。

この調査には、「自分には長所があると感じている」という問いがあります。この問いに対する肯定的な回答は、ドイツが91.4%、アメリカが91.2%、フランスが90.6%、イギリスが87.9%、韓国が74.2%、スウェーデンが72.7%、であり、日本は62.2%で最も低い数値でした。

また、同じ調査において、「私は、自分自身に満足している」とする割合も、他の国が7割から8割が満足していると答えているのに対し、日本は5割に満たない結果でした。一方で、「他人に迷惑をかけなければ、何をしようとする個人の自由だ」と考える割合は、他国では8割前後であるのに対し、日本は4割となっております。

## 答弁内容（令和3年第2回定例会）

こうした結果の背景には、自己主張より控えめさを美德とし、個人の主張よりも協調性を重んじる国民的な気質があるものと考えられますが、諸外国よりも日本の若者の自己肯定感が低いことは否定できない現状でございます。また、同調査の分析結果からは、日本の若者は、「自分が役に立たないと強く感じている」ものほど「自分自身に満足している」割合が低いことが明らかになっており、そうした相関関係は諸外国の若者には認められなかったことが指摘されております。

教育委員会といたしましては、自らの手で未来を切り開く子供たちを育成するために、子供たちの「自分にもできる」という自己肯定感と同時に自己有用感もあわせて高めることが重要と考えています。そのためにも、学力面も含め目標をもって挑戦し、少しでも目標に近づいたことを実感させる活動が重要でございますし、また、「自分以外の何かに貢献している」と自覚できるような活動も重要となります。ご質問の中で触れられたエピソードは、こうした学習の中で目標を持たせる授業の工夫に加えて、行事など学習以外の場における集団による教育効果を象徴していると感じております。

ご承知のように、水泳の池江璃花子さんは、白血病という重い病気にかかりながらも、強い気持ちで復帰へ向け努力を続けられ、当初絶望視されていたオリンピックにも出場されます。私は、彼女を支えたのは強い自己肯定感や自己有用感であったはずだと信じています。

子供たちは、授業を含む様々な体験を通して成就感や達成感を味わったり、他者から認められたりして、自分への肯定的な気持ちを自覚できるようになっていきます。

本市では、東広島市教育大綱に基づいて策定した第二期東広島市教育振興計画や第5次学校教育レベルアッププランの基本理念として、「夢と志」をもち、グローバル社会をたくましく生きる人材の育成を掲げ、そのために重視する資質・能力を、「創造性」「自律性」「協働性」としております。

この計画のもと、各学校では、日々の授業や学校行事の中で、自分の長所や進歩、頑張りなどを見つめ、他者とかがかわる中で、自分のよさに気付かせる取組を大切にしているところでございます。

さて、ご質問の後半では、中学校の教員から教育委員会の職員を経て、現在は全国で講演活動をしておられる「たまちゃん」こと小玉宏さんが、学校で経験されたエピソードをご紹介いただきました。

このエピソードから学ぶことは、すべての子供たちに自分もできるという自信と達成感を持たせるためには、教師が教え、子供が教えられるという一方向だけの学びでなく、子供同士が学びあうという協働的な学びが大切だということであります。そして教師には内容を教えるだけでなく、明確な目標をもたせ全員の気持ちをそこへ向けて推進していくというファシリテートの力も求められるということです。

また、習ったことを一律の一度のテストで成績をつけるという固定的な評価方法ではなく、何度でもチャレンジできる仕組みの中で、一人一人の学びを確実に達成させるという具体例として、議員から以前ご提言いただいた麴町中学校の実践が想起されるところでございます。本市においても定期テストよりも学習範囲の短いスパンの単元テストを導入し、しかも再テストにもチャレンジさせるというシステムを導入している中学校がでございます。

ご指摘いただいた「偏差値教育が自己肯定感を阻害している」ということについては、人との比較や集団の中の位置を示されて自分を評価されることが、自己肯定感や自己有用感を阻害する面があることは否定できないと考えます。一方で、様々な学びの手段を講じてもお、集団の中に差がつくことは、

## 答弁内容（令和3年第2回定例会）

現実には避けられない部分もございます。だからこそ他者との比較でない ONLY ONE の「自分だからできる」という自信を持つ人材を育てることが必要であると考えております。

次に、「本来日本人が備えていた優れた力」についてです。ご質問にもありましたように、幕末から明治初期にかけて日本を訪れた外国人が、その知的な水準の高さや清潔な環境、人々の礼儀や道德心の高さに驚いたという事例はいくつも聞くところです。そうした評価の背景にあるものは、一つに限定できませんけれども、江戸時代には藩校・寺子屋・私塾といった教育機関が多様に発達していたこともその理由であると考えます。中でも多くの庶民が学んだ寺子屋は個別の学びが原則で、現代でも基本といわれる「読み・書き・そろばん」に習熟していきました。

また、中世から伝わってきた文化芸術の質の高さや江戸しぐさのように近年注目されている庶民の節度と思いやりのある言動なども、日本人本来持っている長所と関連する事柄だと考えます。そうした日本人の高い協調性や文化の充実、教育への高い関心の土台にあるのは、変化にとんだ国土や四季折々の自然の美しさであり、議員ご指摘の「日本人に本来備わっていたこと優れた力」を育んできたのは、そうしたものであったと考えております。

こうした点を考慮しますと、本市が進めてきた一校一和文化学習についても、その意義や目的を再確認する必要があり、様々な伝統的な文化に表面的に触れるだけではなく、底流に流れる日本人の精神性というものに触れていくような学習にしたいと考えるものでございます。

最後の「GHQの占領政策と教育」に関しては、修身の廃止、地理歴史を統合した社会科の創設などの改革が占領政策とかかわりがあったことは、様々に指摘されてまいりました。

しかし、戦後教育基本法が設定されて以来、70数年の間、学校教育の内容を示す学習指導要領自体もほぼ10年ごとに改定を重ね、その時々々の社会の要請に応じた内容を取り入れてきております。一時は詰め込み教育が批判され、ゆとり教育とよばれたこともあるように、指導内容も増減を繰り返しておりますけれども、ここ40年以上にわたって学習指導要領自体は決して、暗記学習が中心であるといった考え方は採っておりません。

教育における不易と流行ということは常に意識すべきものであり、その時代に応じた指導方法を適宜とりいれるとともに、時代を超えて大切にしなければならない不易の内容を大切にすべきと考えます。ご指摘の、我が国の歴史や国民性、あるいは郷土への誇りや愛着といったものは、その不易の一つでございます。東日本大震災の時に世界中から称賛を浴びた秩序を守って助け合う人々の姿などは、その典型的な事例であると考えます。

ご指摘いただいたように若者の自己肯定感の低さの原因のほとんどを、70年以上前のGHQの占領政策に求めるという立場は、私はとりませんが、この自己肯定感の低さは、教育に携わるすべての教職員はもとより、社会を構成する大人が、課題として受け止めなければならないことと受け止めております。

子供は未来からの留学生であるといわれます。個人の栄達や幸福だけを考えるのではなく、自分の夢を実現するために努力し、社会に貢献できる志を持った人材を育成するとともに、地域への関心やその中で成長する自分についての自信を確実に育てていく、そうした教育の在り方をこれからも真摯に目指してまいりたいと考えているところでございます。

## 答弁内容（令和3年第2回定例会）

■質問者  
■質問事項

玉川議員

■担当

生涯学習部

### 2 東広島市における歴史民俗資料館について

#### （1）歴史民俗資料館の移築（移転）について

ア 新しい施設で展示される展示物について市民の方達や、観光客の方達にどういった形で周知されようとしているのか市の考えを伺う。

イ 新しい施設への移転が終了後、皆さんがいつも聞かれる事ではあるが、跡地や場所などの活用策を市はどの様に考えているのか伺う。

#### ■質問要旨

本市に点在する歴史民俗資料館は、それぞれの地域に即した資料の展示が行われていると思うが、今回小学校の跡地に全ての歴史民俗資料館が移築（移転）されることが決定された。各資料館の資料を一堂に会する事となり、本市の歴史の一端を担う物になると思われるが、地域にあってこそそのものとの思いも捨てきれない物もある。

ア 新しい施設で展示される展示物について市民の方達や、観光客の方達にどういった形で周知されようとしているのか市の考えを伺う。

このたび、久芳小学校跡地に歴史民俗資料を集約することで、本市の観光地の一つにできると思われるが、地域、施設、展示内容などについて、市民の皆様や県内はもとより、県外からの来訪者に、どのような形で周知しようとしているのか伺う。

イ 新しい施設への移転が終了後、皆さんがいつも聞かれる事ではあるが、跡地や場所などの活用策を市はどの様に考えているのか伺う。

#### ●答弁

本市にごございます歴史民俗資料館や収蔵庫をはじめとする文化財施設は、老朽化、狭隘化が顕著となっているのに加え、各施設が市内に散在する状況となっておりますことから、福富町の旧久芳小学校に集約し、活用する計画としております。

新たな施設には、市内全域の歴史資料が集まることから、本市の歴史の全体像が理解できるとともに、それぞれの地域の特性を活かした展示内容や、体験学習などのメニューが整理できるものと考えております。

なお、これらの展示物の周知につきましては、市ホームページや SNS、広報紙などのあらゆる手段を活用してお知らせするほか、美術館でも実施しております「はじめて美術館」のように、市内の小学生を対象とした「はじめて資料館」のような企画を通じて、利用を促進してまいりたいと考えております。

また、今回集約しない展示施設や広島大学総合博物館などとも連携し、1つのテーマのもとに周遊性のある企画展示を実施することにより、他施設からの観光客の集客を図るとともに、施設を開設する予定の令和5年度には、近隣の道の駅や空港などから県内外の観光客を呼び込める方策も講じてまいりたいと考えております。

次に、移転後の建物や跡地についてでございます。

本市の公共施設等総合管理計画により、老朽化により解体撤去及び移築する施設の跡地につきましては、売却を含め全庁的に検討しているところでございます。

一方、地域センター等の施設内にあり、空き部屋となる施設につきましては、諸室として有効活用し、また、耐震化されている出土文化財管理センターにつきましては、他施設としての転用や民間への貸借も含め、地域づくりを踏まえた活用を総合的に検討してまいりたいと考えております。